

日米貿易協定のための関税関係法の取扱いについて

令和元年10月23日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

日米貿易協定のための関税関係法の取扱いについて

経緯

本年10月8日(米国時間7日)に署名。今臨時国会において、日米貿易協定について審議予定。

関税関係法に関連する日米貿易協定の主な規定

① セーフガード

牛肉、豚肉等特定品目について、輸入数量が一定の水
準を超えた場合に関税率を
引き上げる規定

② 関税割当

麦芽等特定品目について、
一定の輸入数量の枠内に
限り、無税又は低税率を適
用する規定

③ 原産地手続

輸入貨物が原産品である旨
の輸入者による自己申告及
び税関による原産性の確認
に関する規定

日米貿易協定への対応について

- セーフガード等については、関税暫定措置法等の現行の法律に一般化して規定しており、日米貿易協定に盛り込まれた内容については、現行の法律に基づいて実施することが可能であるため、関税関係法の改正は不要。

※条約中に規定された関税率の適用にあたっては、当該条約が直接適用されるため関税関係法の改正は不要。

関税法(抄)

第三条 輸入貨物(信書を除く。)には、この法律及び関税定率法その他関税に関する法律により、関税を課する。ただし、条約中に関税について特別の規定があるときは、当該規定による。